

第3章 平安時代における「命令形」の 成立

[本章の要旨]

平安時代における、四段・カ変・ナ変・ラ変活用の命令形と、上一段・下一段・上二段・下二段・サ変活用の命令形とは、前者は終助詞ヨの添加についてこれを任意的とするに対して、後者はこれを義務的とするという特異な対立をなす。このような平安時代の命令形のありかたは、上代特殊仮名遣の消滅という上代音韻体系の変化の結果減少した形態の示差性を、母音変化方式と語尾添加方式との対立の枠組みの中で部分的に回復しようとしたものと解釈できる。

第1節 活用研究史上に見る《命令形》

本節の表題で《命令形》と《 》で括ったのは、本節が、命令形そのものの機能や形態を論ずるのではなく、日本語研究史上において《命令形》という活用形概念及び名称が使われるようになった経緯を概観することを目的とするためである。つまり、《命令形》は活用形の枠組みとその呼び名としての命令形である。

伝統文法の流れの中で、《命令形》は、他の五つの活用形に比べてあまり重視されてこなかった活用形である。それは活用形として全く設けられないか、設けられても他の活用形に比べれば半人前の扱いしかされないことが多かった。その理由は、次に示す山田孝雄『日本文法論』（1908）の記述に代表されるような考え方によるのであろう。

…厳密にいへば、こは一活用となすべきものにあらじと信ず。如何にといふに四段のみは已然形と同形の者にして他は未然形と同形なるものに助詞「よ」を添へざれば、完き命令の形をなさず。かくの如くなれば、唯其の所用の活用の相違あるのみならず、又発表方法にも大差ありて決して一様に論ずべからず。かつ又助詞「よ」を以て用言変化の内に算入する説もあれど、こはまさしく助詞にして四段のにも附属しうべきは明瞭なる事実なり。然るを四段以外に附属するものは用言活用中の一部にして四段には活用外のものなりとするは不合理なりとす。この故に余は命令といふ特別の一変化を認めずして各変化に分属せる用法なりと断ず。

（『日本文法論』 269頁）

後の上代音韻体系の研究の結果、四段活用命令形が已然形と同じであることは否定された。しかし、事をいわゆる文語文法の世界、平安時代に限るならば、上のような理由及び処置によって《命令形》は不要であったわけである。

本居春庭の『詞の八衢』（1806）では《命令形》は活用形としてたてられていない。富士谷成章の『あゆひ抄』（1773）装図の「目（めのまへ）」も、命令形と已然形（またはその一部）とがともにその枠組みの中に所属し、《命令形》が特別な一活用形としてたて

られたものではない。^(註1)

鈴木胤『活語断続譜』(1803)では、その第六等に、

▲命(オホ)スルコトバ

▲オホスルコ、ロノヨニツ、ク

の説明があり、初めて命令形に専用の枠が与えられている。しかし、ヨは全ての場合にテニヲハであり、一段・二段・サ変の活用語尾としては認められていない。

ヨを活用語尾に含めて特別の活用形をたてたのは義門で、『友鏡』(1823)では五転の活用形の欄外に「使令」の枠を設けている。更に、『和語説略図』(1833)ではこれを「希求(けく)言」と呼び、『活語指南』(1841)でその命名の理由を説明している。以後の八衢学派に属する文法家も、この「使令」「希求」または「下知」の語を使っている。

文法範疇として《命令》という術語を初めて使ったのは誰であるか筆者は確言できないが、明治七年(1874)の田中義廉『小学日本文典』、明治九年(1876)の中根淑『日本文典』いずれもに「命令法」の語が見える。同じ西洋文典派でもオランダ文典に基づいた鶴峯戊申の『語学新書』(1833)は「使令」の語を用いているから、《命令法》は、明治初期英文典を学んだ文法家たちが使い始めた術語であろうか。

この西洋文典派の《命令法》の語は、いわゆる折衷学派の手によって、八衢学派流の伝統文法学説と結びつき、実質的に一活用形の名称となっていた。大槻文彦の『語法指南』(1890)では、例えば「動詞の語尾変化…法」と題された活用表の中で、第六変化として最下段に設けられた欄に活用語尾ヨを含む形で各活用の型に属する命令形が並べられ、その欄外に「命令法(希求) Imperative mood.」と記されている。同書に次のような説明がある。

…希求言ハ、旧図ニハ、略ケルガ多シ、然レドモ、其活用ノ体ノ異ナルモノモアルガ上ニ、奈行変格(死ね)ノ如キ、甚ダ迷ヒ易キモノモアレバ、今ハ、下ニ一階ヲ加ヘテ載セタリ。

(『語法指南』 36頁)

六段目の活用形として命令形を設け、これを《命令法》と呼ぶのは『広日本文典』(1897)でも同様である。ところが、後の、同じ大槻文彦の起草になる国語調査委員会編纂『口語法』(1916)では、活用形は第五活用形までとなり、命令形にあたるものは次のような処理をされた。

命令の言い方 命令をあらわすにわ、次のように、動詞によつてそれぞれ言い方があ
る。

(一) 五段活用の動詞でわ、その第四活用形そのまゝを用いる。

書け 指せ 読め

(二) 上二段活用・下二段活用の動詞でわ、その第一活用形に「ろ」、又わ、「よ」を付ける。

上二段活用 起き ろ。

下一段活用 勤め よ。

(三) カ行変格活用の動詞でわ、その第一活用形に「い」を付ける。

来 い

(四) サ行変格活用の動詞でわ、その第一活用形に「よ」を、第二活用形に「ろ」を付ける。

し ろ。 せ よ。

このように大正初期まで《命令形》の存在は不安定であるが、大正から昭和初期にかけて、橋本進吉による上代特殊仮名遣の研究もあり、文法教科書には次第に《命令形》を含んだ六活用形が立てられるようになっていった。山田孝雄も『日本文法講義』『日本口語法講義』（ともに1922）では《命令形》をたてるようになる。昭和初期にあつて六活用形普及に力があつたのは、やはり橋本進吉の中学校国文法教科書「新文典」（1931）「改訂新文典」（1938）であろう。以後学校文法として《命令形》は、ようやく他の五活用形と肩を並べる一活用形として確立するのである。

第2節 平安時代の命令形

前節に、活用形としての《命令形》の、その枠組みと名称の歴史を略述したのは、要するに、平安時代の命令形が、他の五活用形と異なる特殊な存在であることを確認するためであった。そして、その特殊性とは、①活用の型の一方向のグループ〔四段・カ変・ナ変・ラ変〕は本来のその活用語尾の姿によって命令の意を表し得るのに対し、②他方のグループ〔上一段・下一段・上二段・下二段・サ変〕は、本来助詞であるヨを義務的に伴わなければ命令の意を表し得ないのであり、しかも、③ヨは、〔四段・カ変・ナ変・ラ変〕のグループの命令形にも任意的に付き得る、ということにある。

この〔四段・カ変・ナ変・ラ変〕のグループまた形容詞カリ活用命令形にヨを添えることがある事実は、義門『活語指南』にも随所で指摘されている。その中の二箇所を次に例として示す。

・あしかれ はげしかれナド、れモジ即希求ナル通例ナレド、又よヲ添フルコトモ時々アリ、カノ四段ノ活キノけ せ て へ め れ（原本割注…コレニハよヲソヘヌコトトノミ八ちまたニテハマツミユレド）モ、よヲ添フル事時々アルト同例也、

（初巻13丁裏）

・…サテ又源氏帚木ニさりともあこはわが子にてをあれ（原本振漢字…有）よトアルナドヨリ、フト思へバよ文字添テ希求ニセルカラハ、れハ下二段ノ用ラキト云ベキニ似タレド、然ラズ、第四音ヲ其儘希求トスルガマツノ定リナガラ、稀々ハソレニよヲ添ヘテモ猶希求トスルコトモナキニシモアラザル也、

（初巻26丁裏～27丁表）

上に義門が挙げている『源氏物語』帚木巻の例は、光源氏がまだ年少の空蟬の弟小君に

言っている言葉であり、〔四段・カ変・ナ変・ラ変〕のグループの命令形にヨが付くのは、この例や次に挙げる諸例のように、相手に対して強すぎる口調にならぬよう配慮し、かつ念を入れて語りかけるような場合が多い。

・いざ給へよ。をかしき絵など多く、雛遊びなどする所に。

(源氏物語 若紫 大系 217頁) [光源氏から若紫への言葉]

・あひおぼせよ。いと心憂くつらき人の御様見ならひ給ふなよ。

(源氏物語 総角 大系 407頁) [薫から中君への言葉]

・今秋風吹かむをりぞ来むとする。待てよ。

(枕草子 虫は 大系92頁) [親(鬼)から子(養虫)への言葉]

これに対して〔上一段・下一段・上二段・下二段・サ変〕のグループは、ヨが義務的に付随しており、発話者の意図・感情、また文脈がどうあれ、このヨをはずすことはできない。^(註2) 義務的に付くヨにどのような感情価値が伴っていたか、或いはすっかり活用語尾の一部と化し去って、特別な感情価値を伴っていなかったのかを文献資料の上からうかがうのは難しい。ともあれ、このように本来同じ終助詞であるヨが、或る動詞群では任意的に加えられて通常の命令形に更に別種の意味を付け加えるのに用いられ、他の動詞群では義務的に加えられてその加えられた形が通常の命令表現になるという分布のしかたは、活用の型による活用形の形態の違いとしては特殊なありようと言ってよかろう。

ただし、〔上一段・下一段・上二段・下二段・サ変〕のグループに義務的に付くヨが、平安時代以後、活用語尾として終助詞ヨとは別なものと捉えられるようになっていったことをうかがわせる用例が全くないわけではない。富士谷成章『あゆひ抄』で「詔属(あつらへのたぐひ)」のヨの説明の末尾に次のような記事を載せている。

○また、〔よよ〕といふ脚結あり。上つ代の言葉なり。『玉葉』にもあれど、ここに言はず。(巻一 新注 159頁)^(註3)

このヨヨについて、中田祝夫・竹岡正夫『あゆひ抄新注』(1960)は、頭注で次の二例をその用例として挙げている。

・ほととぎす都へ行かばたち帰り今来ぬべしと妹に告げよよ (家持集 96)

・泣き嘆きさも人恋ひてながめしと思ひ出でよよ夕暮の空 (玉葉和歌集 1463)

上の二例は、いずれも、下二段活用動詞の通常の命令形「告げよ」「思ひ出でよ」に更に終助詞ヨが付いた形と解釈できる。『家持集』は、いわゆる歌仙家集の一つで、家持の実作とは信じ難く、『あゆひ抄』の言うような「上つ代の言葉」とは認められない。また、『玉葉和歌集』の例(作者は遊義門院)も鎌倉後期のものである。加うるに、韻律上の要請で時に(通常の言語表現としては)不自然な表現もあり得る和歌の例であるから、これらは例外として考えるべきであるかもしれない。しかし、これらの表現も、家持の和歌と信じられ、或いは勅撰歌集に採録されるだけのそれなりの評価を受けたものであるから、全くの誤った表現とは考えられてはいなかったのであろう。そこに、少なくとも(歌仙家集が成立したとされる)平安時代中期以降、〔上一段・下一段・上二段・下二段・サ変〕

のグループに義務的につくヨが活用語尾として、終助詞ヨとは別なものと捉えられるようになっていたと見得る根拠が存するのである。

第3節 上代の命令形

平安時代の特異な命令形の形態のありようは、なぜ生まれたのだろうか。それを考えるために本節では一つ前の時代における命令形の姿を見ることにする。

前節の末尾に『あゆひ抄』を引き合いに出したが、同じ「詠」のヨの項に次のような記述がある。

- ・…また、靡ある言葉の目（メノマエ）^(註4)に「よ」文字を受けずして詠へたる言葉上つ代にはあり。中昔より後はいたりてまれなり。『桜人』に「その舟ちぢめ」といへる類なり。
(巻一 新注 159頁)

これは平安時代には義務的にヨが付くグループの動詞命令形にも、上代にはヨを伴わない例があることを指摘したものである。挙げられている催馬楽「桜人」の例は次のとおり。

- ・桜人 その舟止め〔知々女〕^(註5) 島つ田を 十町つくれる 見て帰り来むや そよや 明日帰り来む そよや …
(大系 396頁)

原文「知々女」は、「とどめ」の転訛と考えられている。そうだとすると、下二段動詞でヨを伴わない命令の例となる。

以下、諸書に報告され、また管見に入った限りで同様の例を挙げる。

- ・笹葉に 打つや霰の たしだしに む寝てむ後は 人は離（か）ゆとも うるはしと さ寝しさ寝てば 刈薦の 乱れば乱れ〔美陀礼〕 さ寝しさ寝てば
(古事記 允恭天皇 大系 293頁)
- ・新柴（あらさか）の 神の御酒を 飲（た）げ〔多義〕と 言ひけばかもよ 我が酔ひにけむ
(常陸国風土記 大系 69頁)
- ・人の身は 得難くあれば 法（のり）の為（た）の よすがとなれり 努め〔都止米〕 もろもろ 進めもろもろ
(仏足石歌 大系 245頁)
- ・よき人の よしとよく見て よしと言ひし 吉野よく見よ よき人よく見（み）〔三〕
(万葉集 巻一 27)
- ・… 鶏が鳴く 吾妻の国の 御軍（みいくさ）を 召し給ひて ちはやぶる 人を和（やは）せと まつろはぬ 国を治め〔治〕と〈一に云ふ、掃へと〉 皇子（みこ）ながら 任（ま）け給へば … 露霜の 消（け）なば消ぬべく 行く鳥の あらそふはしに〈一に云ふ、朝霜の消なば消（け）〔消〕とふにうつせみと争ふはしに〉…
(万葉集 巻二 199)
- ・垣越ゆる 犬呼びこして 鳥狩（とがり）する君 青山の しげき山辺に 馬休め〔安〕君
(万葉集 巻七 1289)
- ・ますらをが 伏し居嘆きて 造りたる しだり柳の かづらせ〔為〕吾妹（わぎも）、

- (万葉集 卷一〇 1924)
- ・我がやどの 尾花おしなべ 置く露に 手触れ〔触〕 わぎもこ 散らまくも見む
(万葉集 卷一〇 2172)
 - ・うつつには 逢ふよしもなし 夢にだに 間無く見え〔見〕 君 恋に死ぬべし
(万葉集 卷一一 2544)
 - ・うたて異(け)に 心いぶせし 事計(ことはかり) よくせ〔為〕 わが背子 逢へ
る時だに
(万葉集 卷一二 2949)
 - ・足柄(あしがり)の 崖(まま)の小菅の 菅枕 何故(あぜ)か巻かさむ 子ろせ
〔勢〕手(た)枕
(万葉集 卷一四 3369)
 - ・麻苧(あさを)らを 麻筐(をけ)に多(ふすさ)に 績(う)まずとも 明日着せ
さめや いざせ〔西〕小床に
(万葉集 卷一四 3484)
 - ・大伴の 遠つ神祖(かむおや)の おくつきは しるく標(しめ) 立て〔多引〕 人
の知るべく
(万葉集 卷一八 4096)
 - ・鵜川立て 取らさむ鮎の 其(し)が鱗(はた)は 我にかき向け〔無気〕 思ひし
思はば
(万葉集 卷一九 4191)
 - ・渋溪(しぶたに)を 指してわが行く この浜に 月(つく)よ抱きてむ 馬暫(し
ま)し止め〔停息〕
(万葉集 卷一九 4206)
 - ・此の事いざせ〔世〕と誘(いざな)ふによりて
(続日本紀 卷二〇 孝謙天皇天平宝字元年七月)
 - ・しながどる や 猪名(ゐな)の湊に あいそ 入る舟の 舵(かぢ)よくまかせ
〔万加世〕 舟傾くな 舟傾くな (神楽歌 しなが鳥 大系 314頁)
 - ・揺すり上げよ そそり上げ〔安介〕 そそり上げよ 揺すり上げ〔安介〕
(神楽歌 早歌 大系 336頁)
 - ・遠方(をちかた)や 彼の方や 安達の原に 立たる幹(から)に 立たる幹に 植
わる幹に 己(おの)を似寄する さ寝(ぬ)としなくに 寄せば寄せ〔与勢〕 寄
せば寄せ〔与勢〕 よそふる人の 憎からなくに (風俗歌 遠方 大系 434頁)
 - ・はや子ども 小舟(をぶね)さし寄せ かの見ゆる 島根の蓮(はちす) 折らまく
もほし
(堀川院御時百首和歌)

異訓や異説のあるものもあるがここで一々の検討を行なっている余裕がない。問題があり得ることを含んだ上で論を進めていきたい。以上の用例に見られる動詞は、次のように下二段動詞の例が圧倒的に多い。

下二段 … 消(け)、向け、上げ、飲(た)げ、任せ、寄せ、立て、止(ちぢ)め、
努め、止め、休め、治め、見え、触れ、乱れ、

上一段 … 見(み)、

サ変 … せ、

また、大槻文彦『広日本文典別記』には、更に次の二例が報告されている(59~60頁)。

- ・上卿（シャウケイ）曰、乗（礼）、騎二三廻、後、上卿曰、下（オ）（利）、次引立南殿、
（建曆御記 下 交易御馬御覽条）
- ・次、喚笛工名、二人、共称唯、副命、琴笛相和、（註：詞云、美許止爾、布江安波世）
（儀式 春日祭）

上の2例も大槻によればヨを伴わない命令の例と解釈でき、だとすると、特に前者は上二段動詞の極めて珍しい例となるが、このような儀式化された慣用的な物言いを通常の命令表現と見ていいかどうかには筆者は疑問を持つ。^(註6)

さて、以上のようなヨを伴わない命令形の例が、上代語の一段・二段・サ変動詞に見られることから、上代のより古い時期の日本語では、全ての型の動詞が単独で命令を表現できたのではないかとされる。つまり、終助詞ヨの付加は、全ての動詞にとって任意的であった時代が想定できるのである。

一方、それでは、その古い時代において、例えば四段動詞命令形と下二段動詞命令形とは形態的に同じであったかという点、そうではない。周知のとおり上代特殊仮名遣の甲乙の違いがある行では、次のような活用語尾母音をとるからである。

四 段 … -e甲	カ 変 … コ乙
上一段 … -i甲	サ 変 … セ
上二段 … -i乙	ナ 変 … ネ
下二段 … -e乙	ラ 変 … レ

上代から平安時代にかけて、音韻体系の変化によりこれらの差異を失うに伴って、

四 段 … -e (ヨ) [任意的]	カ 変 … コ (ヨ) [任意的]
上一段 … -iヨ [義務的]	サ 変 … セヨ [義務的]
下一段 … ケヨ [義務的]	ナ 変 … ネ (ヨ) [任意的]
上二段 … -iヨ [義務的]	ラ 変 … レ (ヨ) [任意的]
下二段 … -eヨ [義務的]	

という分布が成り立っていったのである。

第4節 方言形「一口」

現代の東京方言を基とした共通語では、上一段・下一段・サ変の命令形語尾一口は助詞としての用法を持たず、完全に活用語尾の一部と化している。この口が上代の方言として既に『万葉集』に見られることは広く知られている。その例は東歌・防人歌に東国方言として現われる。

[卷一四 東歌]

- ・高麗（こま）錦 紐解き放（さ）けて 寝（ぬ）るが上（へ）に 何（あ）ど為（せ）
ろ〔世呂〕とかも あやに愛（かな）しき (3465 未勘国相聞往来歌)
- ・岡に寄せ 我が刈るかやの さねかやの まこと柔（なご）やは 寝ろ〔祢呂〕とへ

なかも (3499 未勘国相聞往来歌)

・白雲の 絶えにし妹(いも)を 何(あ) ぜせろ〔西呂〕と 心に乗りて ここばか
なしけ (3517 未勘国相聞往来歌)

[卷二〇 防人歌]

・草枕 旅の丸寝の 紐絶えば 我(あ)が手と付ける〔都気呂〕 この針(はる)
持し (4420 武蔵国防人歌)

この上代東国方言の口が、現代語と同じように活用語尾であったか、または、中央語のヨと同じように助詞であったかは、第一に、前節で挙げた『万葉集』3369番、3484番の歌のように、東歌にもヨも口も伴わない例があること、また、第二に、

・松が浦に 騒え群(うら)立ち ま人言 思ほすなもろ 我が思(も)ほのすも
(万葉集 卷一四 3552)

のような中央語ヨに対応する助詞としての用法と解釈し得る例があることなどから、本来中央語助詞ヨの方言形であったとする見方が有力である。

平安時代以後にこの東国方言形がどのように推移したか、資料がなくて不明な点が多い。近世に至るまで、わずかに中世『塵袋』に、坂東の人間が言葉の末に口を付けることを言い、セロというサ変の例を挙げているのが知られるぐらいである。

キリシタン資料の『ロドリゲス日本大文典』では、命令形一口を東国方言としては挙げていないが、肥前・肥後・筑後地方の方言としてミロ、セロ、アゲロ、キロ、アピロなどの例を挙げている。これについては、現代語の九州方言の状況にも一致し、上代にも『万葉集』「筑前国の志賀の白水郎の歌十首」の中に、

・荒雄らは 妻子(めこ)のなりをば 思はずろ〔呂〕 年の八年(やとせ)を 待て
ど来まさぬ (卷一六 3865)

のような助詞口が見られることから、九州地方方言にも東国と同じような一口の歴史があったのではないかと思われる。

近世の東国語・江戸語資料に見られる一口は、既に命令形の活用語尾と化し去っており、助詞としての用法の痕跡を残すものは見当たらない。いつの時代にそうなってしまったのか、現時点では確言しようがないが、ール・ーレの添加語尾(富士谷成章の言う「靡」)を持つ動詞グループの活用語尾としては、同じラ行音の口はヨよりも形態的になじみやすい形ではあった。

本章では平安時代の中央語の命令形成立を考えると、方言形一口自体の歴史については、以上のような既に知られている事実の指摘に止め、それ以上のことは後考を期したい。

第5節 活用起源論との関連

本章は平安時代における動詞命令形のありようを考察するのが目的で、活用起源論とし

て命令形の成立を論ずるものではない。ただ、本研究の基本的な考え方に関わる範囲で、大野1953・1955・1978・1982、川端1979、山口1985の命令形起源説をめぐり、二三の点について触れておく。

大野1978には次のような記述がある。

…四段活用はごく最近でこそ「行ケヨ」とか、「書ケヨ」とか命令形のうしろにヨをつけることがあるけれども、四段活用は文献あって以来、千年にわたって動詞の「書ケ」だけで命令を表わしてきた。「行ケ」とか「咲ケ」とか「読メ」とか、この形だけで命令を表わしてきた。それは、命令形の形がすでにそのなかにaという感動詞を含んでいたからで、感動詞を含んで成立した「行ケ」「読メ」という形なのだから、さらにその後と同じ感動詞ヨなどをつけることをしなかった。… (206頁)

この記述は事実として不正確である。また、たとえ四段動詞の命令形が起源的に感動詞を含むとしても(大野は、連用形-i甲+感動詞a→〔母音縮約〕→-e甲、と考える)、「千年にわたって」そのことの記憶が生き続けたはずはない。それぞれの時代にそれぞれの共時的体系のなかで、或る意義を担って形態的差異が維持されてきたのである。本章のように、平安時代における命令形の形態分布の意義は、まずはその起源と別にその時代の活用体系の中で考察されるべきであろう。

川端1979も、大野と同じように命令形の起源を連用形に間投的要素が付加(介在)して成立したものとする。ただし、本章第3節に列挙したようなヨを伴わない一段・二段・サ変命令表現を、大野が連用形をそのまま用いた古形と認めるのに対し、川端は「命令の環境がそれに前提されている限りにおいて」「体言的に提示されたことがら命令の内容であり得」た例と見るのである(312頁)。これらの例は「古く連用形自体が命令表現に立っていたことの端的な証拠であったり、或いはまたその遺存であったりする」ように理解してはならないものであると言う(317頁)。したがって、これらの例の存在をもって、ヨがかつてあらゆる動詞命令表現にとって任意的であったとする本章の想定は、川端の考えからは認めがたいものとなるであろう。

山口1985の活用起源論も、前二者と基本的な方法において共通するものであるが、山口は、四段活用命令形の起源について「付属辞が接したとする考え方には無理がある」として、母音交替による命令形の成立を考える。そして、なぜ母音交替が起きたかというに「命令法が一定の mood として確立される為には、連用形とは別個の形態で表現される必要」が生じたためであるとする(336頁)。この説そのものの正否は本章で論じ得るものではないが、^(註7)《語は、或る文法的機能を示すために形態も独自の形態を取ろうとするものである》という基本的な考え方は、筆者も有効な作業仮説であると考え(序章第3節)。本章も、上代から平安時代へという時代の流れの中で、命令という機能を果たすために動詞はどのような形態をとったか、そしてまた、動詞の活用の型によって異なる命令形それぞれの形態は、どのような弁別の機能を担ったのかを探ろうとするものである。

第6節 本章のまとめ—形態の示差性の観点からの解釈

現代語で考えて、「立て！」という命令と「立てろ！」という命令は、その伝達さるべき内容に違いがあり、そのことは形態上に明瞭である。もし自動詞・他動詞ともに命令形が「立て！」であったとしたら、形態の示差性は減少する。これが平安時代には、

立て(よ) [任意的] …四 段→自動詞

立てよ [義務的] …下二段→他動詞

という対立であった。ヨの有無が活用の型を決定する絶対的な基準にはならないが(理屈としては、ヨを伴わない「立て！」という形が現われる時のみ一義的に文法的意味が決定し得る)、実際の運用上は、このような対立でも大きな混乱はなかったのであろう。

では、第3節で想定した全ての動詞にヨの付加が任意的であった時代はどうか。文献資料上いわゆる上代特殊仮名遣に関わらない夕行動詞の「立つ」に関して言えば、自動詞(四段)も他動詞(下二段)も形態上の差異がなくなり、形態の示差性は最も小さくなる。しかし、ここで考えてみたいのは、前章第4節に述べた上代から平安時代へかけての音韻体系の変化に関する仮説である。甲乙の区別のある行で言えば上代の命令形語尾は、

四 段 … -e甲 下二段 … -e乙

上一段 … -i甲 カ 変 … コ乙

上二段 … -i乙

という形態的対立を示すのであり、右の限りの活用の型では全てが異なる形態をとるわけである。これは形態の示差性の最も大きな状態であると言ってよい。

ここで、前述の仮説を導入してみる。文献資料に残る甲乙の別は、イ列・エ列においてはカ・ガ・ハ・バ・マ行に限られるが、かつては全ての行において甲乙の別があったと考えてみるのである。そうすると、変格活用は別としても、四段・上一段・上二段・下二段の活用の型相互の形態の示差性は確保されていたことになり、ヨの有無は完全に表現上の問題であり、活用形の形態的要素には関わらなかったわけである。ところが、甲乙の別の漸次的消滅という音韻体系変化の影響を受け、形態の示差性は減少の方向に向かった。もし、単純に甲乙の別がなくなっただけでその他の変化が起こらなかったならば、動詞命令形は次のような形態になったはずである。

四 段 … -e カ 変 … コ

上一段 … -i サ 変 … セ

上二段 … -i ナ 変 … ネ

下一段 … ケ ラ 変 … レ

下二段 … -e

しかし、これでは形態の示差性が小さくなりすぎる。問題となるのは、所属語彙が多く、とりわけ自動詞・他動詞の対をお互いに多く含む四段と下二段が同形と化すことであっただろう。そこで、甲乙の別による形態の示差性が変わるものとして、連体形・已然形に一

ル・ーレの添加語尾をとる一段・二段・サ変にヨが固定的に添加されることによって形態の示差性を保つことになったものと解釈できるのである（カ変はもともとのその形態の独自性ゆえにヨの付加が任意的であり続けたものと考えられる。ナ変・ラ変は形態的に四段に類推されたものであろう）。

上のように考えることによって平安時代のいわば奇妙な命令形のありようが理解できると筆者は考える。ただ、このような形での形態の示差性の保持は、やはり弥縫策という感を否めない。実際、東国地方では一口は助詞であることをやめて、命令形語尾専用になっていったし、中央語では、一ヨは次第に一イとなって一層活用形語尾化し、形態的にも助詞と異なる形になっていったのである。

〈第3章・注〉

(1) 成章や春庭以前にも、例えば、賀茂真淵『語意考』（1769）では五十音図にあてはめたその活用表で「ゆけ」「なけ」に「令行」「令鳴」と傍書する、など原始的な《命令形》がないわけではないが、ここでは省略する。

(2) 平安時代にも稀に次のような例がないわけではない。

・殿の御前に宮司召して、「くだ物・さかななど召させよ。人々酔_ルはせ」などおほせらるる、…（枕草子 淑景舎、東宮にまゐり給ふほどのことなど 大系164頁）

この例の場合、下二段活用である使役の助動詞スの命令形がヨを伴っていない例と解釈できる。ただし、このような用例は非常に少なく、上の例も誤記・誤脱のような事情は考慮しないとしても、連用形としても解釈できそうだし、使役他動詞として四段型に活用している可能性も考えられる。

(3) 『あゆひ抄』の引用本文は、原本の表記を再現するのが難しいので『あゆひ抄新注』の表記によって示す。

(4) 命令形にあたる成章の用語「目」の読み方注記は筆者による。

(5) [] 内は原表記。以下同じ。

(6) その他次のような例は、ここでは挙げていない。

(a) 『語法指南』31頁に「早ク手二居（ス）逸」の例が挙げられているが、用例の出所について確認できなかった。

(b) 「宮人の脚結（あゆひ）の小鈴落ちにきと宮人とよむ里人もゆめ」（古事記 大系295頁）のような「ゆめ」を動詞「忌（ゆ）む」の命令形とする説があるが、本研究ではとらない。

(c) 「伊香保ろに天雲い継ぎかぬまづく人をおたはふいざ寝しめとら」（万葉集 卷一四 3409）のようなシメについては、助動詞の例であり、対立すべきシメヨの形が見られないという特殊性もあり、なお後考を期すことにしてここでは省略した。

(7) 山口の基本的な考え方及び母音交替をもってする説明に対しては、柳田1984に批判がある。

〈第3章・参照文献〉

- 大野1953 大野晋「日本語の動詞の活用形の起源について」『国語と国文学』三〇巻6号
昭和28年6月
- 大野1955 大野晋『万葉集大成6言語篇』平凡社 昭和30年5月
- 大野1978 大野晋『日本語の文法を考える』岩波新書 昭和53年7月
- 大野1982 大野晋『仮名遣と上代語』岩波書店 昭和57年2月
- 川端1979 川端善明『活用の研究Ⅱ』大修館書店 昭和54年2月 1997（平成9年4月）に
清文堂より増補再版
- 柳田1984 柳田征司『音韻脱落・転成・同化の原理』自家版 昭和59年3月 1993（平成5
年6月）『~~新編~~ 新編 日本語音韻史』武蔵野書院に再録
- 山口1985 山口佳紀『古代日本語文法の成立の研究』有精堂 昭和60年1月
- * 第1節本文中に書名を挙げて引用した文献はここに再度掲示することを省略する。